証券コード　4490
2021年5月12日

株　主　各　位

東京都目黒区青葉台四丁目７番７号
住友不動産青葉台ヒルズ９Ｆ
株式会社ビザスク
代表取締役ＣＥＯ　端　羽　英　子

第９期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第９期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席はできるだけ控えていただき、書面によって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年５月27日（木曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年５月28日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都目黒区青葉台四丁目７番７号
住友不動産青葉台ヒルズ　10Ｆ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第９期（2020年３月１日から2021年２月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第９期（2020年３月１日から2021年２月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役４名選任の件

第２号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ア

ドレスhttps://visasq.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

1．事業報告の新株予約権の状況
2．連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
3．計算書類の株主資本等変動計算書
4．連結計算書類の連結注記表
5．計算書類の個別注記表

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://visasq.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

当社の株主総会では、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡散防止のため、以下のとおりの対応をさせていただきます。

・本年は、株主の皆様の感染リスクを避けるため、可能な限り会場への来場を見合わせ、書面により議決権を行使していただくことをお願い申し上げます。特に、基礎疾患のある方、妊娠されている方、ご高齢の方は、特にご慎重なご判断をお願い申し上げます。

・ご来場の株主様におかれましては、株主総会時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、会場設置のアルコール消毒液による消毒、検温、他の株主様との間隔の確保にご協力をお願い申し上げます。

・株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

・新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止のための必要な対応（他の株主様との一定の間隔を確保するため会場の座席数を制限させていただきますので入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対して入場のお断りや退場をお願いする場合があること、海外から帰国されてから14日を経過していない株主様に対して入場をお断わりする場合があること等）を講じることがあることをご理解くださいますようお願い申し上げます。

・新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	端羽英子（はしばえいこ） (1978年７月11日)	2001年４月　ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）　入社 2003年３月　日本ロレアル株式会社　入社 2007年７月　ユニゾン・キャピタル株式会社　入社 2012年３月　当社設立　代表取締役CEO　就任（現任）	4,444,600株
2	瓜生英敏（うりうひでとし） (1975年３月28日)	1999年４月　ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）　入社 2005年３月　ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー　サンフランシスコ・オフィス勤務 2006年１月　同社　投資銀行部門　テクノロジー・メディア・テレコム・グループ　ヴァイス・プレジデント　就任 2006年３月　ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）投資銀行部門　アドバイザリー・グループ　ヴァイス・プレジデント　就任 2012年１月　同社　マネージング・ディレクター　就任 2018年２月　株式会社マネーフォワード　社外監査役　就任　（現任） 2018年２月　当社取締役CFOコーポレートグループ長　就任 2018年９月　当社取締役COO　就任　（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社マネーフォワード　社外監査役	50,600株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	安岡 徹（やすおか とおる） （1976年2月23日）	1999年４月　J.P.モルガン証券会社（現JPモルガン証券株式会社）　入社 2004年８月　ユニゾン・キャピタル株式会社　入社 2008年１月　同社　ディレクター　就任 2018年９月　当社取締役CFOコーポレートグループ長　就任（現任）	32,500株
4	堅田 航平（かただ こうへい） （1979年6月14日）	2003年４月　モルガン・スタンレー証券会社（現　三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）　入社 2005年10月　Och-Ziff Management Hong Kong Limited　入社 2008年３月　ネットライフ企画株式会社（現ライフネット生命保険株式会社）　入社 2013年５月　同社　執行役員CFO　就任 2014年４月　スマートニュース株式会社 入社 2014年８月　同社　ヴァイス・プレジデント　財務担当　就任 2018年５月　Kipp Financial Technologies 株式会社　社外監査役　就任（現任） 2018年９月　Appier Japan株式会社　CFO就任 2019年５月　当社　社外取締役　就任（現任） 2019年７月　五常・アンド・カンパニー株式会社　CFO　就任（現任） 2019年８月　株式会社空　社外監査役　就任（現任） （重要な兼職の状況） Kipp Financial Technologies株式会社　社外監査役 五常・アンド・カンパニー株式会社　CFO 株式会社空　社外監査役	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．堅田航平氏は、社外取締役候補者であります。
３．堅田航平氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要は、経営・財務に関する豊富な経験を有していることから、その知見・経験を活かして当社の経営に対する有益な助言・提言を行っており、引き続き社外取締役候補者といたしました。
４．堅田航平氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
５．当社は、堅田航平氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、堅田航平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、本議案において同氏の再任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となります。
７．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が再任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、2020年５月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬額を年額3,900万円以内（うち社外取締役分240万円以内）、監査役の報酬額を年額800万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当連結会計年度における業績の伸長やインセンティブ付与の可能性など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役及び監査役の報酬額を定めることといたします。

その報酬額は、相当と考えられる金額として、取締役の報酬額を年額4,900万円以内（うち社外取締役分240万円以内）、監査役の報酬額を年額820万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

なお、現在の取締役は４名（うち社外取締役１名）、監査役は３名でありますが、第１号議案が原案どおり承認可決された後の人数も同様となります。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、2020年３月ごろから新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大し、様々な産業にその影響が生じておりました。2020年４月には最初の緊急事態宣言が発令され、その後、2021年１月にも二度目の緊急事態宣言が発令されました。また、2021年４月には、東京都などにおいて、まん延防止等重点措置が適用されており、依然としてCOVID-19による厳しい状況が継続しております。

一方、当社グループが属する情報・サービス系の産業においては、業況の著しい悪化には至っておらず、BtoB情報プラットフォーム市場の売上高規模は、2020年１月～12月の合計で3,020億円（前年同期比2.6％増）となっております（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査（2021年２月公表）」の「データベース」及び「各種調査」を合計）。

当社を取り巻く環境としては、企業業績にて厳しさが一部見られるものの持ち直しの動きがあり、また、中長期的な視点での事業・研究開発活動には底堅さがあり、ビジネス知見に対するニーズが継続しております。

かかる状況のもと、当連結会計年度においては、当社のサービスは順調に拡大を続けております。

フルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスクinterview」においては、継続的な法人クライアント基盤の拡大に注力し、法人クライアント口座数は、前期（2020年２月期）の485口座から735口座まで増加いたしました。また、その他のサービスについては、2018年１月に「ビザスクexpert survey」、2019年６月に「ビザスクweb展示会」、2020年12月に「ビザスクboard」をリリースし、新たなサービス開発とその収益化を実行しております。また、「ビザスクlite」においてもUI/UXの改善や、アドバイザー検索機能の向上等の様々な施策を継続しております。

以上の結果、当連結会計年度末時点で国内登録者数は11万人超となり、また、当社のアレンジしたフルサポート形式のスポットコンサルによる知見提供取引の件数（「ビザスクinterview」のみ）は約19.5千件（前期比55%増）となりました。業績については、知見プラットフォーム事業全体での取扱高は2,570百万円（前期比64%増）となり、営業収益は1,604百万円（前期比63%増）、営業利益208百万円（前期比191%増）、経常利益197百万円（前期比244%増）、親会社株主に帰属する当期純利益201百万円（前期比282%増）となりました。

なお、当社は知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注）「国内登録者数」は、当社日本語webサイトにて登録をした人数の合計であります。国内登録者は、知見を提供する個人（アドバイザー）と、これを求める個人（「ビザスクlite」における依頼者。また、「ビザスクlite」を活用するための契約を締結した法人に所属し、当該契約に基づき登録された個人を含む。）に分かれております。いずれの登録者もアドバイザーとしてフルサポート形式「ビザスク」及びセルフマッチング形式「ビザスクlite」で活動することができ、また、依頼者として「ビザスクlite」を利用することができます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、建物附属設備に12,225千円、工具、器具及び備品に13,297千円であります。主に、人員の増加に伴う情報機器の取得や2020年３月に実施した本社増床に伴う什器類の取得によるものです。

③ 資金調達の状況

2020年３月に新規上場に伴う公募増資693百万円を実施しております。また、このほか、新株予約権の行使による払込があります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
米国企業のDeepBench Inc.との資本業務提携によるSAFE投資が32,468千円あります。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び収益の状況

区　　分	第６期 (2018年２月期)	第７期 (2019年２月期)	第８期 (2020年２月期)	第９期 (当連結会計年度) (2021年２月期)
営業収益(千円)	－	－	－	1,604,316
経常利益(千円)	－	－	－	197,232
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	－	－	201,953
１株当たり当期純利益（円）	－	－	－	23.39
総資産(千円)	－	－	－	1,969,142
純資産(千円)	－	－	－	1,020,182
１株当たり純資産（円）	－	－	－	116.00

（注）当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第８期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第６期 (2018年２月期)	第７期 (2019年２月期)	第８期 (2020年２月期)	第９期 (当事業年度) (2021年２月期)
営業収益(千円)	264,047	614,204	983,978	1,604,316
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△58,049	24,075	57,252	193,811
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△58,579	27,488	52,872	198,771
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)（円）	△7.62	3.58	6.88	23.02
総資産(千円)	369,317	480,628	648,216	1,973,070
純資産(千円)	18,682	46,170	99,672	1,015,377
１株当たり純資産（円）	△62.25	△56.46	12.97	115.45

（注）１．当社は、2019年８月30日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。

2．第６期及び第７期の各事業年度末における１株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3．第６期から第７期の各期間における１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）の算定上、Ａ種優先株式及びＡ－２種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
4．2019年８月28日付でＡ種優先株主及びＡ－２種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのＡ種優先株式及びＡ－２種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該Ａ種優先株主及びＡ－２種優先株主にＡ種優先株式及びＡ－２種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、その後同日付で当該Ａ種優先株式及びＡ－２種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2019年８月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.	350,000 シンガポールドル	100.0	日本国外における「ビザスク」の運営

（注）VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.は、2020年４月１日に設立した当社の子会社であります。

⑷ 対処すべき課題

① 知見提供サービスの多様化
当社は、様々な知見提供サービスを設営・提供しておりますが、知見提供の態様は様々な形があると考えられ、常に新たなサービスの提供機会を模索しております。顧客ニーズに合致するサービスを開発していくことは重要な経営上の戦略であると考えており、そうした新たなサービス開発を通じて、世界中の知見の流動性を高める、また、顧客とアドバイザー双方の満足度の向上に努めてまいります。

② クライアント基盤の拡充及び既存顧客との取引の拡大
当社は、設立以来、コンサルティング会社や金融機関を中心にクライアント基盤を拡充してまいりました。近年においては、製造業などの事業会

社への営業活動も積極的に行い、各属性のクライアント基盤が着実に成長しております。当社の営む「ビザスクinterview」などのサービスは、当社による市場の開拓によって成長を続けておりますが、未だ潜在的な顧客群が広く存在しております。そこで、今後の取り組みとして、クライアントの属性別に効率の良い施策を行い、クライアント基盤の拡充を行います。併せて、既存のクライアントについては、質の良いサービスの提供や販促活動を通じて、経年的に取扱高が拡大することを目指してまいります。

③ アドバイザー登録者の拡充

当社が仲介することのできる知見は、当社のアドバイザー登録者の人数や質、多様性に依存しており、それは同時に当社サービスの質に重要な影響を及ぼします。当社は2021年２月現在で13万人（うち国内登録者は11万人超）を超えるアドバイザー登録者を得ておりますが、顧客満足度の向上を目指し、海外でのアドバイザー獲得も積極的に検討するほか、業界、職域、地域等の複合的な観点でアドバイザー登録者の拡充を進めてまいります。

④ 人材の獲得

人材の確保は当社の事業成長において不可欠であります。優秀な人材を獲得すること及び在籍しているメンバーのスキルをいかに高めていくかは重要な課題の一つです。スタートアップにおける採用市場は近年逼迫しておりますが、知人紹介や人材紹介会社等の多様な採用チャネルを活用し、従業員の獲得を進めてまいります。また、組織の拡大に応じた人事制度を設計することや、教育制度等を拡充することにより、メンバーの成長を促進してまいります。

⑤ 業務プロセスの効率化及び高度化

当社の事業は、必ずしも成熟した業態ではないため、システム開発に知見のあるシステムエンジニアや、当社業務に精通した事業部のメンバー及び内部監査や法令・会計等に知見のあるメンバーが協働して、効率的な事業運営を目指していくことが重要であると認識しております。これらは、法的リスクやレピュテーションリスクなどの当社事業に関する様々なリスクを低減すると同時に、事業収益性の改善に結びつくため、継続して取り組んでまいります。

⑥ 安心なサービス利用の促進

アドバイザーに対するコンプライアンス・トレーニングの機会の確保によって適切な知見提供取引の実施を促進するとともに、アドバイザーの本

人確認手続等を通じて顧客とアドバイザー双方が安心して当社サービスを利用できるように、努めてまいります。

⑦　個人情報保護の対応

プラットフォーム事業者の個人情報の取扱いと保護に対し、近年世界中で高い関心が寄せられています。当社は、情報そのものの保護の観点から情報セキュリティ・システムを強化するとともに、欧州GDPRに代表される各国の個人情報保護に対する法体制の整備に留意し、個人情報保護の社内体制整備を進めてまいります。なお、当社は、2016年９月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）からプライバシーマーク制度の認証を受けており、2020年９月より３回目の更新期間を迎えております。

⑸ **主要な事業内容**（2021年２月28日現在）

フルサポート形式「ビザスク」（注）１	
ビザスクinterview	顧客のニーズに応じて、ビジネス知見を有するアドバイザーと顧客をマッチングし、１時間単位の電話や対面でのインタビューを設営するサービス
ビザスクexpert survey	インタビュー形式ではなくオンライン・アンケート形式で、多数のアドバイザーの知見を一度に収集することをサポートするサービス
ビザスクpartner	１時間単位のインタビューではなく、より長期的にアドバイザーが知見を提供するマッチング・サービス（注）２
ビザスクproject	顧客企業の新規事業社内提案制度等において、「ビザスクinterview」や「ビザスクexpert survey」等を活用し、当社がプロジェクト型で顧客企業による新規事業の創出等を総合的に支援するサービス
ビザスクweb展示会	自社の製品や保有技術の新たな展開可能性を探るためのアイデア募集やニーズ探索サービス
ビザスクboard	社外役員のマッチング・サービス
セルフマッチング形式「ビザスクlite」（注）１	
ビザスクlite	当社のwebプラットフォーム上で、個人や主に中小規模の法人顧客がアドバイザー選定等のマッチングを自ら行い、スポットコンサルを実施するサービス

（注）１．「フルサポート形式「ビザスク」」とは、当社がクライアントの依頼に基づきアドバイザーをマッチングするサービス形式であります。また、「セルフマッチング形式「ビザスクlite」」とは、知見を提供する側と知見を求める側が当社webプラットフォーム上で自らマッチングを行うサービス形式であります。

２．「ビザスクpartner」は2021年１月に「ビザスク業務委託」から改称をおこなっております。

⑹ 主要な営業所及び工場（2021年２月28日現在）

① 当社

本　　社	東京都目黒区

② 子会社

VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポール共和国

⑺ **使用人の状況**（2021年２月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
144（4）名	-

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート、契約社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
137（4）名	41名増（-）	31.5歳	2.0年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート、契約社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年２月28日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	190,000千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2021年２月28日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 30,740,000株

⑵ **発行済株式の総数** 8,789,450株
（自己株式59株を含む）

⑶ **株主数** 4,835名

⑷ **大株主**

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
端羽英子	4,444,600	50.5
A-Fund Ⅱ, L.P.	558,700	6.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	443,100	5.0
楽天証券株式会社	265,700	3.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	217,000	2.4
花村創史	200,000	2.2
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS－MARGIN（CASHPB）	157,700	1.7
CA Startups Internet Fund２号投資事業有限責任組合	122,600	1.3
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	93,400	1.0
野村證券株式会社	89,400	1.0

（注）１．2020年11月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、田畑正吾氏が2020年10月27日現在で437,700株（株券等保有割合5.05%）の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。

２．2021年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社が2021年２月26日現在で451,300株（株券等保有割合5.14%）の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。

⑸　株式会社の株式に関する重要な事項

①　2020年3月10日付の第三者割り当てによる新株式の発行により、発行済株式の総数は500,000株増加しております。

②　当連結会計年度中における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は604,450株増加しております。

3．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2021年２月28日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	端　羽　英　子	CEO
取　締　役	瓜　生　英　敏	COO 株式会社マネーフォワード　社外監査役
取　締　役	安　岡　　徹	CFO
社外取締役	堅　田　航　平	Kipp Financial Technologies株式会社 社外監査役 五常・アンド・カンパニー株式会社　CFO 株式会社空　社外監査役
社外監査役 （常勤）	久　保　雅　子	－
社外監査役	青　山　正　明	スマートキャピタル株式会社　パートナー 株式会社ABEJA　社外監査役
社外監査役	上　埜　喜　章	ロードスターキャピタル株式会社　社外監査役

（注）１．常勤監査役久保雅子氏は、弁護士資格保有者（未登録）として、企業法務やコンプライアンスに精通しており、法律的側面における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

２．監査役青山正明氏は、コンサルティング会社、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

３．監査役上埜喜章氏は、監査法人や金融機関での豊富な経験に基づく、会計分野における幅広い見識を有しております。

４．2020年５月29日開催の定時株主総会において、端羽英子氏、花村創史氏、瓜生英敏氏、安岡徹氏及び堅田航平氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

５．2020年11月30日をもって、花村創史氏は取締役CTOを辞任いたしました。

６．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

７．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社取締役及び当社監査役の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役ともに会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (1)	32百万円 (2)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	7 (7)
合計 （うち社外役員）	7 (4)	40 (10)

（注）１．取締役の報酬限度額は、2020年５月29日開催の定時株主総会において、年額3,900万円以内（うち社外取締役分240万円以内）と決議いただいております（ただし、使用人分給与は含まない。）。

２．監査役の報酬限度額は、2020年５月29日開催の定時株主総会において、年額800万円以内と決議いただいております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役堅田航平氏は、Kipp Financial Technologies株式会社及び株式会社空の社外監査役並びに五常・アンド・カンパニー株式会社のCFOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役青山正明氏は、スマートキャピタル株式会社のパートナー及び株式会社ABEJAの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役上埜喜章氏は、ロードスターキャピタル株式会社の社外監査役であります。当社とロードスターキャピタル株式会社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 堅田航平	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営・財務の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 久保雅子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回すべて、監査役会12回のうち12回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において法律的側面における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 青山正明	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回すべて、監査役会12回のうち12回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、コンサルティング会社、金融機関における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 上埜喜章	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回すべて、監査役会12回のうち12回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、監査法人、金融機関における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。

4．会計監査人の状況

⑴ **名称**　有限責任監査法人トーマツ

⑵ **報酬等の額**

	報 酬 等 の 額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25.9

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

当社は、会計監査人に対して、新収益認識基準の対応に係るコンサルティング業務及び内部監査体制のコンサルティング業務についての対価1.9百万円を支払っております。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現在成長過程にあると認識しており、事業の拡充や組織体制の整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、これまで配当を実施しておりません。しかしながら、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

内部留保資金については、事業の拡充や組織体制の整備への投資のための資金として、有効に活用していく方針であります。

当社の剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年１回を基本方針としており、その他年１回の中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、期末配当及び中間配当のいずれも取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．取締役会を原則として毎月１回開催することに加え、必要があるときは臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行状況を監督する。

2．取締役及び使用人は取締役会規程、業務分掌規程等の社内規程に従い業務を執行する。

3．取締役及び使用人は法令または定款に関する違反が発生し、または、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1．取締役の職務執行に係る情報の保存・管理については、取締役会議事録、その他の重要な文書及び情報は書面または電磁的記録媒体等へ記録し、文書管理規程の定めに従い、適正に保存及び管理する。

2．取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1．各部門の責任者は業務分掌規程に定められた範囲に付随するリスクを管理し、組織横断的リスク、全社的リスクについてはコーポレートグループが中心となり、代表取締役が統括する。

2．不測の事態が発生した場合は代表取締役を対策責任者として、取締役、監査役及び代表取締役が指名した使用人により構成された対策会議において対応を行い、損害の拡大を防止する。

3．前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月１回の定時取締役会を開催する。また、必要があるときは臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。

2．取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。
3．取締役の効率的な職務執行のため、業務分掌規程を定め、組織の業務分掌を明確にする。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
1．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
2．監査役の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査役に事前の同意を得る。
3．監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。

⑥　当社の取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制
1．監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
2．取締役及び使用人は重大な法令・定款違反もしくは当社の事業に重大な影響をおよぼす事項が発生し、または、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

⑦　監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1．当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。
2．前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
1．監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。

2．監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努める。

2．監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行について

取締役会を17回開催し、取締役及び監査役の出席の下、議案の決議や報告、また重要な経営戦略等の事項を協議しております。

②　監査役の職務の執行について

監査役会を12回開催した他、会計監査人を含めた三様監査や取締役へのヒアリングなどを実施しております。

③　コンプライアンスについて

1．コンプライアンス規程やマニュアルを定め、入社時だけでなく入社後も適宜研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。

2．内部通報規程を定め、社内だけでなく顧問弁護士事務所への外部窓口も設定し、全社員に周知をしております。

④　内部監査について

内部監査担当者が監査役の協力を仰ぎ、内部監査を実施しております。

連結貸借対照表

(2021年２月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,799,423**	**流動負債**	**758,960**
現金及び預金	1,357,535	買掛金	118,694
売掛金	411,894	未払金	65,231
その他	29,993	未払法人税等	50,225
		前受金	333,774
		賞与引当金	61,440
		その他	129,593
固定資産	**169,719**	**固定負債**	**190,000**
有形固定資産	**23,001**	長期借入金	190,000
建物附属設備	21,901	**負債合計**	**948,960**
工具、器具及び備品	45,190	**(純資産の部)**	
減価償却累計額	△44,090	**株主資本**	**1,017,930**
投資その他の資産	**146,717**	**資本金**	**388,166**
		資本剰余金	**347,630**
		利益剰余金	**282,315**
敷金及び保証金	68,242	**自己株式**	**△180**
繰延税金資産	45,647	**その他の包括利益累計額**	**1,622**
長期前払費用	360	**為替換算調整勘定**	**1,622**
長期投資	32,468	**新株予約権**	**629**
		純資産合計	**1,020,182**
資産合計	**1,969,142**	**負債純資産合計**	**1,969,142**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**1,604,316**
営業費用		**1,395,868**
営業利益		**208,448**
営業外収益		
受取利息	17	
補助金収入	1,847	
その他	65	1,930
営業外費用		
支払利息	8,481	
為替差損	2,604	
上場関連費用	1,983	
その他	77	13,146
経常利益		**197,232**
税金等調整前当期純利益		**197,232**
法人税、住民税及び事業税	37,419	
法人税等調整額	△42,141	△4,721
当期純利益		**201,953**
親会社株主に帰属する当期純利益		**201,953**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,778,068**	**流動負債**	**767,693**
現金及び預金	1,336,919	買掛金	118,694
売掛金	411,894	未払金	77,339
前払費用	20,210	未払費用	25,835
その他流動資産	9,044	未払法人税等	49,978
固定資産	**195,001**	未払消費税等	74,784
有形固定資産	**23,001**	前受金	333,774
建物附属設備	21,901	前受収益	5,884
工具、器具及び備品	45,190	賞与引当金	60,000
減価償却累計額	△44,090	その他流動負債	21,400
投資その他の資産	**172,000**	**固定負債**	**190,000**
関係会社株式	26,498	長期借入金	190,000
敷金及び保証金	67,026	**負債合計**	**957,693**
繰延税金資産	45,647	(純資産の部)	
長期前払費用	360	**株主資本**	**1,014,748**
長期投資	32,468	**資本金**	**388,166**
		資本剰余金	**347,630**
		資本準備金	347,630
		利益剰余金	**279,132**
		その他利益剰余金	279,132
		繰越利益剰余金	279,132
		自己株式	△180
		新株予約権	**629**
		純資産合計	**1,015,377**
資産合計	**1,973,070**	**負債純資産合計**	**1,973,070**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**1,604,316**
営業費用		**1,398,819**
営業利益		**205,497**
営業外収益		
受取利息	17	
補助金収入	1,048	
その他	65	1,130
営業外費用		
支払利息	8,481	
為替差損	2,275	
上場関連費用	1,983	
その他	77	12,816
経常利益		**193,811**
税引前当期純利益		193,811
法人税、住民税及び事業税	37,181	
法人税等調整額	△42,141	△4,960
当期純利益		**198,771**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年４月22日

株式会社ビザスク
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　芝　田　雅　也　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　瀧　野　恭　司　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　倉　本　和　芳　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビザスクの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビザスク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年４月22日

株式会社ビザスク
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	芝　田　雅　也	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	瀧　野　恭　司	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	倉　本　和　芳	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビザスクの2020年3月1日から2021年2月28日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年３月１日から2021年２月28日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年４月26日

株式会社ビザスク　監査役会

常勤監査役　久保　雅子　㊞

社外監査役　青山　正明　㊞

社外監査役　上埜　喜章　㊞

以　上

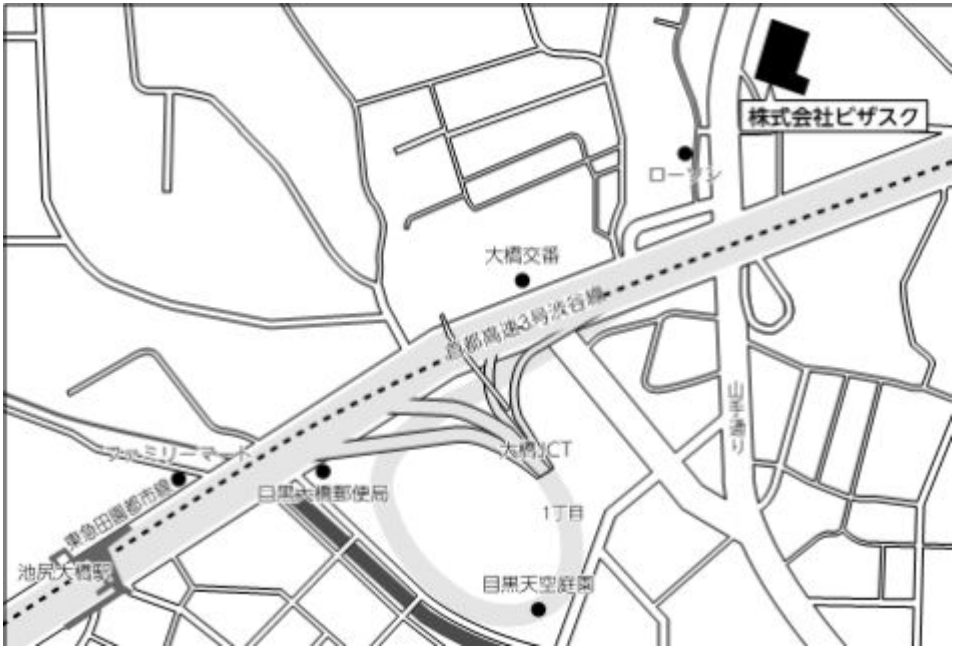
メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区青葉台四丁目７番７号
住友不動産青葉台ヒルズ10Ｆ



交通　東急田園都市線　池尻大橋駅　北口より　徒歩約７分
　　京王井の頭線　神泉駅　南口より　徒歩約10分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。